

議案第195号

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年11月28日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

(川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

- (1) 川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）第10条の2第2号
- (2) 川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第23号）第9条の2第1項第2号

第2条 次に掲げる条例の規定中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

- (1) 川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号

(2) 川崎市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項第2号

(川崎市身体障害者福社会館条例の一部改正)

第3条 川崎市身体障害者福社会館条例（昭和57年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改め、同条第4号中「第5条第15項」を「第5条第16項」に改め、同条第5号中「第5条第17項」を「第5条第18項」に改める。

(川崎市障害者就労支援施設条例の一部改正)

第4条 川崎市障害者就労支援施設条例（昭和36年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改め、同条第2号中「第5条第15項」を「第5条第16項」に改め、同条第3号中「第5条第17項」を「第5条第18項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

障害者自立支援法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。